

# 城郷小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月28日策定  
令和5年3月改定

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめ防止等に向けての基本理念

〈横浜市いじめ防止基本方針 いじめ防止等の対策に関する基本理念〉

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

#### ① 本校でのいじめの構造のとらえ

いじめは、「人間であるがゆえの心のしくみ」から生じるため、児童の発達過程において、どの集団にも、どの子どもにも起こる可能性がある。また、集団の共感性として、関わっている子どもたちを呪縛し、残酷な行為のエスカレートに駆り立てている構造が存在する。

#### ② 本校でのいじめ解決についての考え方

「いじめられる子」も「いじめる子」も救う、という意識をもち、子ども一人一人に寄り添うことを大切にする。そして事実を明らかにし、その子が悪いのではなく、行為について整理し対応していくようにする。また、「いじめを見ている子」へも問題意識がもてるように寄り添い、支援する。

## 2 学校いじめ防止対策委員会の設置

### (1) 委員会の構成員

- ・校長 副校長 主幹教諭 教務主任 児童支援専任 養護教諭 学年主任
- ・スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の参加を求めることもある。
- ・必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### (2) 委員会の運営

- ・委員会を常設し、月1回定期的に企画会に続けて開催する。またいじめの疑いがあった段階で、直ちに学校いじめ防止対策委員会を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・城郷小学校のいじめ防止対策の立案、検討、提案、見直し、改訂を行う。

### (3) 委員会の活動内容

- ・学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。

#### ①未然防止

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知できるように心がける。

## ②早期発見、事案対処

- いじめの相談・通報の窓口の設置。
- いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有（本人の訴え、保護者の訴え、教職員の気づき、いじめのアンケート、生活アンケート、教育相談などから）。
- いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合は、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断。
- いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携など組織的に実施。また、いじめを見ていた児童への丁寧な指導。

## ③取組の検証

- 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正。
- いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施。
- 学校の実情に即して、学校いじめ防止基本方針の点検と見直し。

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### （1）いじめの未然防止

『思いやりの心を育てる。』

- ① 自分がされてうれしいことは、進んでします。
- ② 自分がされていやなことは、しません。
- ③ 知恵と勇気で問題を解決します。

『あたりまえのことがあたりまえにできることを大切にする。』

- ① しろさとっ子は、進んで挨拶をします。
- ② しろさとっ子は、時間をきちんと守ります。
- ③ しろさとっ子は、人の話をしっかり聞きます。

『「しろさとっ子のきまり」をスタンダードとして全職員で共通理解する。』

『風通しのよい学級づくり』

- ① 個性を尊重し、どの子も愛します。
- ② よい行動を引き出し、ほめて育てます。
- ③ とことん寄り添って、しっかり話を聞きます。
- ④ 子どもから頼りになる、児童指導力を身に付けます。
- ⑤ 挨拶・言葉遣い・話を聞く姿勢などの基本指導を徹底して、けじめある学校生活を送ることができるように指導する。
- ⑥ ちょっと「変だな」「うまくいかなかったな」ということがあったら、相談する。
- ⑦ 子どもとともにつくる、「分かる」「できた」「楽しい」授業を目指す。

### （2）いじめの早期発見

- ① 毎月行う「生活アンケート」後の教職員情報共有。
- ② 「生活アンケート」からの関係児童への早期面談。
- ③ いじめアンケートの実施。
- ④ Y-P年間2回以上の実施からアセスメントの見取り。
- ⑤ 職員研修をすることによって、理解と意識（感性）の向上。
- ⑥ 各学年の情報がまとめられた児童指導ノートを活用。（前年度のノートも活用）
- ⑦ いじめの認知は、いじめの定義に合わせて学校いじめ防止対策委員会で、迅速に判断。

### （3）いじめに対する措置

『いじめを受けた児童への対処法の教育』

- ① 「親が心配するから言えない。」と考えているかもしれない可能性を考え、児童の幸せが親や周囲の大人の本当の願いであることを伝えていく。
- ② 「言いつけた。」と言われ、さらにいじめられる可能性があることを念頭に置き、被害児童に寄り添い見守るとともに、「どんなことでも話をして大丈夫。」という信頼関係を築いていく。
- ③ 「自分も悪いから。」と自責に陥ってしまうことのないように、いかなる理由があっても「いじめは絶対に許さない。」という毅然とした態度を示していく。

#### 『いじめを行った児童への対応』

いじめの内容と行った理由を複数の教職員で丁寧に聞き取り、被害児童との関係をしっかり把握する。「いじめは絶対に許さない。」という毅然とした態度で厳しく指導する。保護者へ連絡し、家庭での様子も聞くことで、児童理解を深めるとともに、連携して見守り支援していく体制をつくる。

#### 『いじめ解決に向けた対応』

子ども間の暴力、言葉の暴力、事故などのトラブルを丁寧に解決する。小さなトラブルが積み重なっていき、簡単には解決できないような大きなトラブルに発展してしまうことがあるため、些細なトラブルも見逃さずに、解決しておくことが大切である。

#### 『いじめ解決に向けた指導手順』

学校いじめ防止対策委員会で情報を共有し、対応方針を決定する。対応については記録を取り、必要に応じて関係機関等（リハビリテーションセンター、こども家庭支援相談（区役所）、北部児童相談所、中学校、学校・警察連絡協議会、スクールサポーター、少年相談保護センター等）との連携を図る。

#### （4）いじめの解消

「解消している」状態は、次の条件を満たしておく必要がある。

- いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること。
- いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- 保護者にも確認できていること。

※継続観察、支援は続ける。

#### （5）教職員等への研修

- ① 職員会議に児童理解の時間をとり、全職員で情報共有する。
- ② 重点研究授業の中で、「特別支援教育」を指導の手立ての視点として、学んでいく。
- ③ いじめ防止対策研修をする。
- ④ 横浜プログラムの活用やY-Pアセスメントシートの分析等について研修の機会をもつ。

#### （6）学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」「城郷中学校区主任児童委員会（専任）」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働に取り組む。

(7) 取組の年間計画

	取組内容	職員研修等
4月	学年開き 学級開き	居心地のよい学年・学級づくりのための共通理解 いじめ防止基本方針の確認・共通理解 しろさとっ子のきまり 掃除・授業・教室環境スタンダードの理解と共有 学校説明会 いじめ防止基本方針説明 篠原中主任児童委員会 学校運営協議会
5月	市記名式いじめアンケート 子ども面談①	
6月	Y-P①	主任児童委員の紹介と研修 学校運営協議会
7・8月	SOSの出し方教育プログラム 横浜子ども会議への参加	人権研修
9月	子ども面談②	
11月	Y-P② ネット犯罪防止研修（全学年）	横浜プログラムの活用やY-Pアセスメントシートの分析研修 学校運営協議会
12月	人権週間 市無記名式いじめアンケート	学校評価
1月		学校運営協議会
2月	ピンクシャツデー Y-P③	学級編制に向けて
3月	学年のまとめ 1学年上がる意識	いじめ防止基本方針の振り返り 学校運営協議会 学校報告会、篠原中主任児童委員会
通年	生活目標振り返り 生活アンケート 横浜プログラムの活用	いじめ防止対策委員会（月1回・随時） 城郷中学校区主任児童委員会（月1回）

#### 4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会（北部学校教育事務所）に報告する。

- 1 児童生徒が自殺を企図した場合
- 2 身体に重大な傷害を負った場合
- 3 金品等に重大な被害を被った場合
- 4 精神性の疾患を発症した場合

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。